



# 島根県報

平成21年3月10日（火）

第2,066号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

|                              |          |   |
|------------------------------|----------|---|
| 介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退 | （高齢者福祉課） | 2 |
| 保安林予定森林                      | （森林整備課）  | 2 |

### 【公 告】

|                     |         |   |
|---------------------|---------|---|
| 林業種苗法の規定による生産事業者の登録 | （森林整備課） | 2 |
| 特定計量器の定期検査の実施       | （商工政策課） | 3 |

### 【特定調達公告】

|                                     |         |   |
|-------------------------------------|---------|---|
| 島根県行政情報ネットワーク用パソコンの購入に係る一般競争入札の落札者等 | （会 計 課） | 4 |
|-------------------------------------|---------|---|

### 【選管告示】

|   |  |   |
|---|--|---|
| 地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数 |  | 5 |
|---|--|---|

### 【雑 報】

|                             |         |   |
|-----------------------------|---------|---|
| 危険物取扱者試験の実施                 | （消防防災課） | 5 |
| 公営住宅法の規定による県営住宅又は共同施設の管理の実施 | （建築住宅課） | 6 |

**告 示****島根県告示第154号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条第2号の規定により告示する。

平成21年 3月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 開設者の名称    | 施設の名称   | 施設の所在地          | 辞退年月日       |
|-----------|---------|-----------------|-------------|
| 医療法人社団信愛会 | 永生クリニック | 仁多郡奥出雲町横田1063-1 | 平成21年 3月31日 |

**島根県告示第155号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 3月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

雲南市掛合町波多32-4、2229-33

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**公 告**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により生産事業者を次のとおり登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成21年 3月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 登録番号 | 生産事業者の氏名<br>又は名称及び住所 | 生産事業の内容 |     |       |               | 事業所の名称及び所在地        |
|------|----------------------|---------|-----|-------|---------------|--------------------|
|      |                      | 種 穂     |     | 苗 木   |               |                    |
|      |                      | 採 取     | 精 選 | 幼苗の育成 | 幼苗以外の<br>苗木育成 |                    |
| 622  | 永田 隆明<br>出雲市馬木町735   |         |     | ○     | ○             | 永田 隆明<br>出雲市馬木町735 |

|     |                    |  |  |   |   |                    |
|-----|--------------------|--|--|---|---|--------------------|
| 623 | 佐藤 仁志<br>出雲市馬木町141 |  |  | ○ | ○ | 佐藤 仁志<br>出雲市馬木町141 |
|-----|--------------------|--|--|---|---|--------------------|

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公告する。

平成21年3月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号の非自動はかり（同令第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

- (1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号又は第3号の規定に該当する特定計量器の検査

| 検査期日             | 検査場所        | 検査区域                       |
|------------------|-------------|----------------------------|
| 11月19日から12月18日まで | 特定計量器の所在の場所 | 益田市、雲南市、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町 |

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号又は第5号の規定に該当する特定計量器の検査

| 検査期日          | 検査場所        | 検査区域                       |
|---------------|-------------|----------------------------|
| 6月1日から8月25日まで | 特定計量器の所在の場所 | 益田市、雲南市、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町 |

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (3) (1)又は(2)に該当しない特定計量器の検査

| 市町村 | 検査期日         | 検査時間            | 検査場所  |
|-----|--------------|-----------------|-------|
| 益田市 | 5月12日        | 10時から15時30分まで   | 益田市役所 |
|     | 5月13日        | 10時から16時まで      |       |
|     | 5月14日        | 10時から11時まで      |       |
|     | 5月26日から28日まで | 9時30分から16時まで    |       |
|     | 5月29日        | 9時30分から12時まで    |       |
|     | 6月2日         | 9時から16時まで       |       |
|     | 6月3日         | 9時30分から16時まで    |       |
|     | 6月4日         | 9時30分から12時まで    |       |
| 雲南市 | 6月8日         | 9時30分から15時30分まで | 雲南市役所 |
|     | 6月9日         | 11時から15時30分まで   |       |
|     | 6月10日から12日まで | 10時から15時30分まで   |       |
|     | 6月22日        | 10時30分から15時まで   |       |
|     | 6月23日        | 10時から12時まで      |       |
|     | 6月24日        | 11時から15時まで      |       |
|     | 6月25日        | 10時から15時30分まで   |       |

|       |       |                 |         |
|-------|-------|-----------------|---------|
|       | 6月26日 | 10時から12時まで      |         |
| 知夫村   | 6月29日 | 13時30分から16時まで   | 知夫村役場   |
| 海士町   | 6月30日 | 14時から16時30分まで   | 海士町役場   |
|       | 7月1日  | 9時30分から14時まで    |         |
| 西ノ島町  | 7月2日  | 10時から15時まで      | 西ノ島町役場  |
|       | 7月3日  | 10時から12時まで      |         |
| 隠岐の島町 | 7月8日  | 14時から16時まで      | 隠岐の島町役場 |
|       | 7月9日  | 9時30分から15時まで    |         |
|       | 7月13日 | 13時30分から16時まで   |         |
|       | 7月14日 | 9時30分から14時30分まで |         |
|       | 7月15日 | 9時30分から15時まで    |         |
|       | 7月16日 | 9時30分から11時30分まで |         |

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成21年3月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 落札に係る物品等の名称及び数量

入札区分A 島根県行政情報ネットワーク用パソコン（西部地区）51台

入札区分B 島根県行政情報ネットワーク用パソコン（東部地区）268台

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県出納局会計課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

平成21年1月29日

4 落札者の氏名及び住所

入札区分A 日海通信工業株式会社松江支店 支店長 久家 真二 島根県松江市古志原3丁目12番31号

入札区分B 株式会社松文オフテック 代表取締役 古川 義郎 島根県松江市苧町6番地

5 落札金額

入札区分A 108,150円（単価契約）

入札区分B 93,450円（単価契約）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成20年12月16日

**選挙管理委員会告示****島根県選挙管理委員会告示第9号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成21年3月10日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

- |  |         |
|--|---------|
| 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数   | 11,965  |
| 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 166,369 |
| 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）          |         |
| 八束選挙区  | 3,778   |
| 仁多選挙区  | 4,277   |
| 簸川選挙区  | 7,465   |
| 邑智選挙区  | 6,352   |
| 鹿足選挙区  | 4,582   |
| 隠岐選挙区  | 6,353   |
| 松江選挙区  | 52,109  |
| 浜田選挙区  | 16,718  |
| 出雲選挙区  | 39,320  |
| 益田選挙区  | 14,183  |
| 大田選挙区  | 11,161  |
| 安来選挙区  | 11,949  |
| 江津選挙区  | 7,299   |
| 雲南・飯石選挙区   | 13,862  |
| 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）     | 166,369 |

**雑 報**

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成21年度第1回危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第56条第1項の規定により公示する。

平成21年3月10日

財団法人消防試験研究センター理事長 白谷祐二

## 1 試験の種類

甲種危険物取扱者試験

乙種危険物取扱者試験

丙種危険物取扱者試験

## 2 試験の日時及び場所

## (1) 試験の日時

平成21年 6月14日 (日) 午前の試験 9時45分から

午後の試験 13時から

## (2) 試験の場所

松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市及び隠岐の島町

## 3 受験手続

## (1) 受験願書提出先

財団法人消防試験研究センター島根県支部 (持参又は郵送のこと。)

## (2) 受験願書受付期間

平成21年 4月15日から 4月28日まで (郵送の場合は、4月28日の消印有効)

## (3) 受験手数料

甲種危険物取扱者試験 5,000円

乙種危険物取扱者試験 3,400円

丙種危険物取扱者試験 2,700円

## 4 その他

## (1) 受験願書用紙配置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、島根県隠岐支庁、東部・西部県民センター (事務所)、各消防本部及び各地区危険物保安協会

## (2) 郵送により受験願書を請求する場合

「危険物取扱者試験願書請求」と朱書きした封筒に、140円切手をはった請求者あて先明記の返信用角型2号封筒 (A4サイズ) を同封し、財団法人消防試験研究センター島根県支部あて送付する。

## (3) 問合せ先

〒690-0882 松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2階

財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話0852-27-5819 FAX 0852-25-8242

公営住宅法 (昭和26年法律第193号) 第47条第1項の規定により、島根県に代わって県営住宅又は共同施設を次のとおり管理することとしたので、同条第2項の規定により公告する。

平成21年 3月10日

島根県住宅供給公社理事長 法 正 良 一

## 1 島根県に代わって県営住宅又は共同施設の管理を代行する地方住宅供給公社の名称

島根県住宅供給公社

## 2 島根県に代わって管理を行う県営住宅又は共同施設の名称

県営住宅 (隠岐郡に所在するものを除く。) 及びその共同施設

## 3 島根県に代わって行う県営住宅又は共同施設の管理の内容

## (1) 島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）に規定する事務のうち次に掲げるもの

| 条 項              | 事 務 の 内 容                     |
|------------------|-------------------------------|
| 第4条第1項           | 入居者の公募の方法に関する事務               |
| 第5条              | 公募の例外に関する事務                   |
| 第7条              | 入居の申込み及び決定に関する事務              |
| 第8条              | 入居者の選考に関する事務                  |
| 第9条              | 入居補欠者決定に関する事務                 |
| 第10条             | 入居の手続に関する事務                   |
| 第11条             | 入居の承継に関する事務                   |
| 第16条             | 県営住宅及び共同施設の修繕及び修繕費用の負担に関する事務  |
| 第20条             | 県営住宅の他用途への併用の承認に関する事務         |
| 第21条             | 県営住宅の模様替（増築）の承認に関する事務         |
| 第21条の3           | 県営住宅の使用中断の届出の受理に関する事務         |
| 第22条             | 県営住宅の同居の承認に関する事務              |
| 第24条第1項          | 県営住宅の入居期間の通算に関する事務            |
| 第29条             | 県営住宅の立退手続に関する事務               |
| 第30条             | 県営住宅の明渡請求に関する事務               |
| 第31条             | 収入超過者に対する他の住宅のあっせんに関する事務      |
| 第32条第1項から第3項まで   | 高額所得者に対する明渡請求に関する事務           |
| 第47条             | 県営住宅の入居者駐車場の使用許可に関する事務        |
| 第49条             | 県営住宅の入居者駐車場の使用の申込み及び許可等に関する事務 |
| 第51条第1項、第3項及び第4項 | 県営住宅の入居者駐車場の許可の取消しに関する事務      |
| 第64条第2項          | 県営住宅の入居者駐車場の禁止行為に対する措置に関する事務  |
| 第67条             | 住宅管理人に関する事務                   |

(2) 県営住宅の家賃及び入居者駐車場の使用料の収納に関する業務

(3) 県営住宅家賃の納付指導に関する業務

(4) 県営住宅駐車場管理組合に関する業務

## 4 島根県に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行うの期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日までの期間